

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	22 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	15 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 2 月及び同年 3 月

私は、会社を退職した直後の昭和 62 年 2 月頃に、母が町役場の窓口で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、母に頼み、町役場又は出張所で納付してもらっていたので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の第 3 号被保険者の該当処理日から、申立人の国民年金の加入手続は、昭和 62 年 4 月頃に行われたことが推認できる。

また、申立期間は 2 か月と短期間である上、オンライン記録により、昭和 62 年 7 月 6 日に申立期間の国民年金保険料の過年度納付書が作成されたことが確認できるところ、申立人は、申立期間直後の同年 4 月から同年 11 月までの保険料を毎月当月に納付していることから、申立期間の保険料についても納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和32年12月1日）及び資格取得日（33年2月1日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年12月1日から33年2月1日まで

私は、昭和31年12月2日から34年3月に退職するまで、A事業所にB（業務）やC（業務）担当として継続勤務していた。厚生年金保険の被保険者記録が32年12月及び33年1月の2か月間抜けているのが納得できない。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A事業所において昭和31年12月2日に厚生年金保険の資格を取得し、32年12月1日に資格を喪失後、33年2月1日に当該事業所において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、元同僚は「申立人とはD（場所）でC（業務）の仕事を一緒にしており、申立期間も同様に勤務し、途中で退職していない。」と供述しており、ほかに複数の元同僚も申立人の継続勤務を証言していることから、申立人が申立期間も継続してA事業所に勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、申立期間及びその前後の期間、A事業所の事業主がE（役職）となっているF部に所属しているところ、当該事業所に勤務していた同部員3人（申立人を含む。）のうち、他の2人の厚生年金保険の被保険者記録は申立期間も継続していることが確認できる。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立人と同時期に資格喪失し、再度資格取得している者は申立人のほかに見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和32年12月及び33年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間については、申立人は、その主張する標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月1日から3年10月1日まで
私のA社に係る厚生年金保険の加入期間のうち、平成2年10月から3年9月までの標準報酬月額が20万円となっているが、給与が下がったことはないので、標準報酬月額を申立期間前の期間と同額の30万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成2年及び3年の給与所得の源泉徴収票により、標準報酬月額30万円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間当時、総務課長として厚生年金保険の事務に携わっていたとする当該事業所の取締役の一人は、「申立人は、残業代の無い固定的な給与額を支給されていた者で、平成2年10月から標準報酬月額が従来の30万円から20万円に下がるのはおかしい。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、その主張する標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る当該標準報酬月額に基づく保険

料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについて、上記取締役は正しい保険料を納付していたと供述しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、当該源泉徴収票から推認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成13年8月及び同年9月は32万円、同年10月から15年3月までは34万円、同年4月から16年5月までは41万円、同年6月は38万円、同年7月は41万円、同年8月は38万円、同年9月から同年12月までは41万円、17年1月から同年12月までは38万円、18年1月は36万円、同年2月及び同年3月は41万円、同年4月は38万円、同年5月は41万円、同年6月は38万円、同年7月及び同年8月は41万円、同年9月から同年11月までは38万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、申立期間のうち、平成15年7月28日及び同年12月29日は26万円、16年7月26日、同年12月27日、17年12月26日及び18年7月24日は25万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年8月1日から18年12月18日まで
② 平成15年7月28日
③ 平成15年12月29日
④ 平成16年7月26日
⑤ 平成16年12月27日
⑥ 平成17年12月26日
⑦ 平成18年7月24日

私がA社に勤務していた期間のうち、平成13年8月から18年11月までの期間について、40万円くらいの給与を支給されており、厚生年

金保険の標準報酬月額の記録と違っている。また、毎年夏冬に賞与が支給されていたが、厚生年金保険の被保険者記録には 17 年夏の賞与の記録しかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成 13 年 8 月 1 日から 16 年 11 月 1 日までの期間及び 17 年 10 月 1 日から 18 年 11 月 1 日までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書により確認できる保険料控除額及び報酬月額から、平成 13 年 8 月及び同年 9 月は 32 万円、同年 10 月から 15 年 3 月までは 34 万円、同年 4 月から 16 年 5 月までは 41 万円、同年 6 月は 38 万円、同年 7 月は 41 万円、同年 8 月は 38 万円、同年 9 月及び同年 10 月は 41 万円、17 年 10 月から同年 12 月までは 38 万円、18 年 1 月は 36 万円、同年 2 月及び同年 3 月は 41 万円、同年 4 月は 38 万円、同年 5 月は 41 万円、同年 6 月は 38 万円、同年 7 月及び同年 8 月は 41 万円、同年 9 月及び同年 10 月は 38 万円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成 16 年 11 月 1 日から 17 年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された市民税・県民税課税証明書及び当該期間前後の給与支払明細書において確認できる保険料控除額から、16 年 11 月及び同年 12 月は 41 万円、17 年 1 月から同年 9 月までは 38 万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間①のうち、平成 18 年 11 月 1 日から同年 12 月 18 日までの期間については、給与支払明細書のある同年 1 月から同年 10 月までの期間の社会保険料控除額は、19 年度市民税・県民税課税証明書（18 年 1 月から 12 月まで）の社会保険料控除額を下回るところ、同年 9 月に厚生年金保険料の保険料率が改訂されているが、改訂前と同額の社会保険料が控除されていることから、同年 11 月についても従来と同額の社会保険料が控除されたとして試算した社会保険料控除合計額は、上記課税証明書の社会保険料控除額を下回っていることを踏まえると、申立人は同年 11 月分給与から同年 11 月分の厚生年金保険料として前月と同額（2 万 9,290 円）が控除されていたと認められ、厚生年金保険料

に見合う標準報酬月額は、38万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、給与支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②、③、④、⑥及び⑦の標準賞与額については、申立人から提出された給与支払明細書（賞与）により、賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できることから、平成15年7月28日及び同年12月29日は26万円、16年7月26日、17年12月26日及び18年7月24日は25万円とすることが妥当である。

また、申立期間⑤の標準賞与額については、給与支払明細書の無い平成16年11月及び同年12月の給与から同年10月の給与と同額の保険料が控除されたものとして試算した社会保険料控除額並びに同年12月27日の賞与から同年7月26日の賞与と同額の保険料が控除されたものとして試算した社会保険料控除額の合計額は、申立人から提出された17年度市民税・県民税課税証明書（16年1月から12月まで）の社会保険料控除額と近似値となることから、25万円であると認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②から⑦までの保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答を得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上記給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う賞与額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月28日から同年3月1日まで

私は、平成6年4月にA社に入社し、7年2月末まで勤務した。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主及び複数の元同僚の証言並びに申立人の雇用保険の加入記録により、申立人は当該事業所に平成7年2月28日まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、当時の事業主は、「給与は月末払いで厚生年金保険料控除は当月控除であり、平成7年2月の保険料を給与から控除した。」と回答しているところ、申立人と同日（7年2月28日）に資格喪失している複数の元同僚から提出された同年2月の給与明細書により、保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、A社の商業登記簿謄本により、同社は、申立期間において法人格を有していたことが確認できることから、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所におけ

る平成6年11月の標準報酬月額記録から20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立人の申立期間当時、当該事業所は、適用事業所でありながら社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったことから、社会保険事務所は、申立人に係る平成7年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（7万6,000円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月1日から50年8月1日まで
私がA社に勤務していた期間中の昭和49年10月から50年7月までの標準報酬月額について、年金事務所の記録（7万2,000円）とB厚生年金基金の記録（7万6,000円）が異なっているので、厚生年金基金の記録と同じ7万6,000円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額の記録は、昭和49年10月から50年7月までは7万2,000円と記録されているところ、申立人に係るC健康保険組合（現在は、D健康保険組合）の被保険者台帳及びB厚生年金基金の厚生年金基金加入員台帳において、申立期間に係る昭和49年10月1日の標準報酬月額は7万2,000円から7万6,000円に訂正されていることが確認できる。

また、上記健康保険組合及び上記厚生年金基金は、「算定届は、現在と同様に複写式の様式を使用していたと思う。」と回答している上、事務手続の窓口となっていた同健康保険組合は、標準報酬月額の訂正について、「算定届に訂正がある場合は、事業主から算定届の書類の標題を訂正届と直したものが提出されるので、組合が勝手に訂正することはない。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額（7万6,000円）に係る届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を7万6,000円に訂正することが必要である。

千葉厚生年金 事案 4576

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（70万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を70万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年7月10日

私は、申立期間においても継続してA社に勤務し、平成21年7月10日に賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の被保険者記録をみると、記録が欠落しているため、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された申立期間に係る賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間に賞与が支給され、その主張する標準賞与額（70万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年3月1日から22年6月1日までの期間については、厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、A社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を20年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和22年9月8日から23年8月2日までの期間については、厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、申立人のA社C支店における資格喪失日に係る記録を22年9月8日、同社D支店における資格取得日に係る記録を同日に、資格喪失日に係る記録を23年8月2日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年3月1日から22年6月1日まで
② 昭和22年9月8日から23年8月2日まで

私の夫は、昭和16年3月頃からA社に入社し、18年9月に徴用され、E事業所に勤務し、終戦直前にA社に戻り、55年10月まで継続勤務したが、申立期間の年金記録が欠落している。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B社は、「申立人の在籍期間は、昭和16年3月24日から55年9月30日までである。」と回答している上、申立期間①当時勤務していた複数の元同僚も「申立人を覚えている。」と供述していることから、申立人がA社に勤務していたことは確認できる。

また、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和19年6月1日に被保険者資格を取得していることが確

認できるところ、同社同支店に係る別の被保険者名簿において、「22.9.1.郵便年金変更」の事跡が有ることから、申立人は、19年6月1日時点で団体郵便年金に加入していたため、厚生年金保険を適用除外されていたものと推認される。

さらに、B社は、「申立人は、申立期間①について、団体郵便年金に加入していたものと思料する。A社は、昭和19年6月以前の国内在籍者全員を団体郵便年金に加入させており、同年10月1日からの厚生年金保険は、適用除外申請を行い、加入していない。」と回答している。

加えて、団体郵便年金制度及び厚生年金保険法に係る資料によれば、団体郵便年金に加入している場合には、厚生年金保険法の前身である労働者年金保険法の制定時から、「団体郵便年金の厚生年金保険法への移管」、「団体郵便年金加入者に対する厚生年金保険法の適用除外」及び「適用除外者（団体郵便年金加入者）に対する被保険者期間の加算」という三つの調整が行われており、被保険者名簿等に団体郵便年金の表示が有る場合は、昭和22年9月1日までを限度として、厚生年金保険の被保険者期間と認めることとするとされている。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人が申立期間①において、厚生年金保険被保険者であったことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、B社は、「申立人の人事表によれば、申立人は、昭和22年9月8日から23年8月1日までA社D支店に在籍していた。当該期間の厚生年金保険料は、申立人の給与から控除していた。」と回答している。

また、A社D支店の元同僚は、「申立人は、申立期間②当時、同社D支店に在籍しており、仕事を教えてもらった。」と供述しているところ、当該元同僚の同社D支店における厚生年金保険の被保険者記録がオンライン記録により確認できる。

さらに、A社D支店の被保険者名簿において、申立人の欄には、昭和22年9月22日に被保険者資格を取得したこと及び23年8月の標準報酬月額改定の記録が記載されているが、当該記録はオンライン記録では確認できない上、申立人の厚生年金保険被保険者臺帳でも、事業所名称、資格取得日及び資格喪失日の欄において、記録の欠落が散見され、同被保険者臺帳の備考欄には、「名簿不備につき整理不能台帳」のゴム印が押されていることから、当時、欠落していた事業所名称、資格取得日及び資格喪失日を補い記録を整備する措置を講じる等の対応がなされず、社会保険事務所（当時）における年金記録に係る管理が不適切であったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 22 年 9 月 8 日に、A 社 C 支店における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日に、同社 D 支店において被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の同社 D 支店における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は 23 年 8 月 2 日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年11月27日

私は、平成20年11月27日にA社から賞与が支給されたのに、当該賞与の記録が年金記録に反映されていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書、預金通帳及びA社から提出された賞与計算書により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は、事務手続の誤りにより申立人に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44年5月から同年9月までは2万6,000円、同年10月から46年3月までは2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月27日から46年4月1日まで

私は、A社に昭和43年4月1日に入社し、46年3月31日まで勤務していたが、厚生年金保険の加入記録を照会したところ、44年5月27日資格喪失と記録されており、職種及び勤務形態の変更等も無かったにもかかわらず、23か月間の加入記録が抜けていることは納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元同僚の証言により、申立人が申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間前後に在籍した被保険者6名に照会し、回答を得た5名全員が「自身の退職時期と資格喪失時期は一致している。」と供述している上、そのうちの元同僚2名は、「C（作業）をする賄いの方が1名いたほかはみんな正社員だった。申立人も正社員だった」、「当該事業所における申立人の職種及び勤務形態に変更は無かったと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和

44 年 4 月の社会保険事務所（当時）の記録及び申立期間に被保険者であった元同僚の標準報酬月額の推移から、同年 5 月から同年 9 月までは 2 万 6,000 円、同年 10 月から 46 年 3 月までは 2 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和 44 年 5 月 27 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月から 46 年 3 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉厚生年金 事案 4580

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成10年2月28日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を同年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年2月28日から同年3月1日まで

私は、A社に平成9年12月1日から10年2月28日までの3か月勤務したのに厚生年金保険の被保険者記録が2か月となっているので、調査して被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、平成9年12月1日にC社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日に関連会社であるA社において被保険者資格を取得しているところ、雇用保険の加入記録により、申立人は、移籍前のC社において10年2月28日に離職していることが確認できることから、申立期間について継続して勤務していたと認められる。

また、申立人と同日（平成9年12月1日）にC社からA社に移籍した元同僚のうち、A社を月末退職し、翌月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している5人は、A社の雇用保険の離職日の翌日となっていることが確認できる。

一方、申立人と同様にC社での雇用保険の加入記録が継続し、その離職日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失する取扱いとなっていた元同僚は、「同社に移籍したが、厚生年金保険に加入していなかったため、事業所と交渉して加入手続をしてもらった。」と供述している。

そこで、オンライン記録により、当該元同僚のA社に係る厚生年金保険の加入手続の時期を確認した結果、被保険者資格取得及び資格喪失の処理

は平成 10 年 11 月 13 日であり、資格喪失後に遡って処理されていることが確認できる上、申立人についても当該事業所における資格取得及び資格喪失の処理は 11 年 1 月 7 日であり、当該元同僚と同じく加入手続を行っていないことから、資格喪失後に遡って加入手続を行ったと認められる。

以上のことから、A社は、申立人に係る厚生年金保険の資格取得及び資格喪失に係る加入手続を行うに際し、前職（C社）で継続していた雇用保険の離職日（平成 10 年 2 月 28 日）に係る情報を誤って理解し、資格喪失日を 10 年 2 月 28 日として届け出たものと推認できる。

加えて、当該元同僚は、平成 10 年 2 月 5 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、当該元同僚から提出されたA社の資格取得月（9 年 12 月）の給与明細書において厚生年金保険料が控除されていることから当月控除であることが確認できるところ、10 年 1 月の給与から同年 1 月分の保険料が控除されている上、申立人と同日にC社からA社に移籍し、同社を 12 年 2 月 29 日に離職し、資格喪失日が同年 3 月 1 日となっている元同僚は、「給与明細書は所持していないが、退職時の 12 年 2 月分の給与手取り額は、従前と変化はなく、保険料が控除されていたと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立人のA社に係る平成 9 年 12 月 1 日の資格取得日のオンライン記録から、28 万円とすることが妥当である。

なお、B社から提出された申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失通知書により、資格喪失日を平成 10 年 2 月 28 日として届け出ていることが確認できることから、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年 2 月分の保険料について納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

なお、A社の営業権を承継したB社では、債権債務は引き継がない特別清算の手段中であると回答している。

千葉国民年金 事案 4199

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 10 月から 38 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月から 38 年 6 月まで

私は、17 歳から A 市の B（業種）で C（職種）として勤務し、国民年金制度が始まった昭和 36 年 4 月に、事業主が加入手続を行い、国民年金保険料は給与から天引きされて、事業主が納付してくれていた。38 年 6 月に入院し、同年 7 月に退院して B（業種）を退職し、このとき初めて私が保険料の免除申請の手続を行った。申立期間は B（業種）に勤務しており、事業主が保険料を納付してくれていたはずであり、申請免除期間とされているのは納付できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 38 年 7 月に初めて国民年金保険料の免除申請の手続を行った。」と主張しているが、申立人の特殊台帳には、昭和 36 年度の保険料は納付 6 か月及び免除 6 か月、37 年度及び 38 年度の保険料はいずれも免除 12 か月と記載されており、オンライン記録と一致している。

また、申立人は、申立期間に係る保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたはずとする事業主の所在も不明であることから、申立期間当時の保険料の納付状況が確認できない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（給与明細書、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4200

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 53 年 3 月までの期間及び 60 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 59 年 12 月の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月から 53 年 3 月まで
② 昭和 56 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 59 年 12 月及び 60 年 1 月

申立期間①については、私は、昭和 46 年 3 月に短期大学を卒業し、同年 4 月から A（職種）として働き始めたが、A（職種）は厚生年金保険の加入対象ではなかったため、すぐに B 市 C 区役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納めてきたにもかかわらず未納とされているので、調査してほしい。

申立期間②については、一緒に保険料を納めていた夫は付加保険料を含めて納付済みであるが、私は定額保険料のみ納付済みの記録とされているので、調査してほしい。

申立期間③については、一緒に保険料を納めていた夫は付加保険料を含めて納付済みであるが、私は、昭和 59 年 12 月は定額保険料のみ納付済み、60 年 1 月は申請免除の記録とされている。当時、B 市では、保険料を 2 か月ずつ納めるようになっていたことから、申立期間③は両月とも付加保険料を含めて納付していると思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和 46 年 4 月に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は 53 年 5 月頃に行われたと推認でき、同年 7 月から第 3 回特例納付

が実施されているが、申立人は、「過去に遡って保険料をまとめて納付した覚えは無い。」と述べている。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間①の保険料を現年度納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間②については、B市の昭和 55 年度国民年金被保険者収滞納一覧表（昭和 56 年 5 月 8 日作成）の記載から、申立人は、申立期間②の保険料を過年度納付したことがうかがえ、付加保険料は納付期限を越えているため納付できなかったことがうかがえる。

加えて、申立期間③については、B市の昭和 59 年度国民年金被保険者収滞納一覧表（昭和 60 年 5 月 8 日作成）の記載から、申立人は、先に 60 年 1 月以降の申請免除の手続を行い、同一一覧表が作成された同年 5 月以降に 59 年 12 月の保険料を過年度納付したことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間①及び昭和 60 年 1 月の保険料を納付し、申立期間②及び 59 年 12 月の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び昭和 60 年 1 月の保険料を納付し、申立期間②及び 59 年 12 月の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び昭和 60 年 1 月の国民年金保険料を納付し、申立期間②及び 59 年 12 月の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年1月から同年3月まで

私は、夫が平成11年12月末に会社を退職後、夫と二人分の国民年金保険料を一緒に納付しており、申立期間について、夫のみ納付済みとされ、私が未納とされているのは納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「夫が会社を退職後、夫と二人分の国民年金保険料を一緒に納付した。」と主張しているが、一方で「申立期間に係る第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続は、自分で行った記憶は無い。」と申述しており、申立期間に係る種別変更手続の状況は不明である。

また、オンライン記録により、申立人の平成12年1月1日の第3号被保険者非該当及び同年7月11日の第3号被保険者該当の処理は、いずれも同年10月17日に行われたことが確認でき、同処理日時点では申立期間は過年度となるが、申立人は種別変更手続に関する記憶が無いことから、申立期間の過年度納付書の発行の有無は不明である。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書の作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は少ない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4202

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から46年10月までの期間及び47年5月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年10月から46年10月まで
② 昭和47年5月から同年7月まで

私が会社を退職した直後の昭和43年10月頃に、母がA区役所B出張所(当時)の窓口で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、母が自分の保険料と一緒に定期的に納付していたはずであり、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「母が昭和43年10月頃に私の国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日及び第3号被保険者の該当処理日から、申立人の母が、国民年金の加入手続を行ったのは62年10月頃と推認でき、同時点で申立期間①及び②の国民年金保険料は時効により納付できない期間であり、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、A区において申立期間の保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が、払い出されていたことをうかがわせる事柄は見当たらない。

また、申立人が所持している年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日は昭和62年10月1日と記載されている上、オンライン記録によれば、申立期間は、平成6年11月22日及び23年10月3日に厚生年金保険の被保険者資格記録に基づき国民年金の被保険者資格記録を追加処理したことにより生じた国民年金の未納期間であることが確認でき、記録が追加されるまでは国民年金に未加入の期間として扱われていたと推認でき

る。

さらに、申立人自身は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の母から当時の状況を確認できない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4203

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年1月から51年3月まで

私は、昭和47年12月末にそれまで勤務していた会社を退職した。48年1月に結婚したときにA市役所B課で国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を銀行で納付してきた。申立期間について夫の保険料は納付済みとなっているのに、私だけ未納とされていることは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年1月にA市役所で国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を銀行で納付してきたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、52年1月31日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認でき、申立人の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は同年2月頃に行われたと推認できることから、申立人の主張と相違する上、加入時点において、申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間の一部の保険料は過年度納付が可能であるところ、申立人は、過去に遡って保険料を納付した記憶は無いと述べている上、申立人に係る特殊台帳及びC市の国民年金被保険者名簿において、申立期間は未納と記録されていることが確認できる。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4204

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から48年3月まで

私は、申立期間当時大学生であったので、国民年金保険料は母がA区の郵便局で納付していたのに、この期間が未納とされていることは納付できない。調査して納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時大学生であったので、国民年金保険料は申立人の母が納付していたと主張しているが、申立人が所持する年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日が昭和48年4月1日と記載されており、当該資格取得日はオンライン記録と一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間である上、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の納付記録から、申立人の国民年金の加入手続は63年頃に行われ、その際、48年4月1日に遡って被保険者資格を取得したものと推認できることから、申立人は申立期間当時学生であったことから、申立期間は、国民年金に任意加入の対象期間となり、加入手続の時点から遡って加入することはできず、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、関与したとする申立人の母は既に亡くなっており、国民年金の加入及び保険料納付の具体的な状況は不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、

確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年8月から63年3月までの期間及び平成元年4月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年8月から63年3月まで
② 平成元年4月から同年10月まで

私は、学生であった当時、母が私の将来の年金受給額が満額になるように、昭和60年9月頃に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を継続して納付していたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、学生であった当時、申立人の母が昭和60年9月頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人から提出された専門学校の入學許可証から判断すると、申立人はその当時学生でない上、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、平成2年4月頃に行われたものと推認でき、申立人の主張と相違している。

また、申立人の母は、年金手帳が古くなったため平成21年9月21日に再交付されるまでは、受け取った年金手帳は現在所持している一冊のみであると申述しているところ、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間①の保険料納付の前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される2年4月時点では、申立期間①は時効により保険料を納付することができない期間である。

申立期間②については、オンライン記録によると、申立期間②直後の平成元年 11 月から 2 年 3 月までの保険料が 3 年 12 月 17 日に一括して過年度納付されていることが確認できることから、上記期間は保険料徴収権の時効成立直前の期日で納付されていることから、申立期間②は時効により納付ができなかった事情がうかがえる。

また、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 8 月 1 日から平成 4 年 7 月 1 日まで
私は、A社に昭和 59 年 8 月から平成 19 年 5 月まで勤務していたが、申立期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額に比べ低いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が加入していたB健康保険組合C支部から提出された回答書における申立人の申立期間における標準報酬月額は、オンライン記録と一致する。また、申立期間当時、当該事業所の社会保険の手続事務を代行していた社会保険労務士は、「社会保険の手続は、私が会社から提出された給与支給額及び控除保険料に基づき書類を作成し、B健康保険組合に書類を提出し、社会保険事務所（当時）には同組合から提出されていた。当時は、同組合に提出する書類と社会保険事務所に提出される書類は複写式であったので、社会保険事務所の記録は同組合の記録と一致しているはずである。」と供述している。

さらに、申立人から提出された昭和 60 年分及び平成 4 年分給与所得の源泉徴収票における社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づき計算される保険料額（厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の合計額）とほぼ一致している。

加えて、当該事業所の元事業主は、「会社は既に閉鎖しているため、関係資料は残っていない。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除の実態について確認できない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に相当する保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 6 年 11 月 1 日から 9 年 10 月 1 日まで
② 平成 12 年 10 月 1 日から 14 年 11 月 1 日まで

私は、平成 6 年 5 月から 14 年 4 月まで A 社へ、同年 5 月から同年 10 月まで B 社へ出向していたが、この間の交通費（月 3 万円程度）が、標準報酬月額の基礎となる報酬月額に含まれていないため、申立期間の標準報酬月額が低くなっていると思う。調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人及び事業主から提出された給与支払明細表により、確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、申立期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないためあつせんは行わない。

なお、申立人は、出向期間中の交通費が報酬月額に含まれていないと主張し、事業主は、出向者の賃金について、交通費を報酬月額に含めていないと回答しているところ、当該事業所が加入している C 健康保険組合及び D 厚生年金基金における標準報酬月額の推移もオンライン記録と一致している。

千葉厚生年金 事案 4583

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 9 月から 52 年 9 月 1 日まで

私は、A社を退職後、B（都道府県）C市にあったD社又はE社で正社員として勤務していたはずであるのに、厚生年金保険の加入記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

E社に対する照会の結果及び元同僚の供述から、申立人は、申立期間当時同社に正社員として勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録により、E社は、平成5年1月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではない期間である。

また、E社は、「当社の厚生年金保険への加入は平成5年1月1日であり、申立期間当時は、厚生年金保険の資格取得及び資格喪失の届出も行っておらず、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険料を納付していないし、申立人から保険料を控除していない。」と回答している。

さらに、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 11 月から 35 年 11 月 1 日まで

私は、A社に昭和 31 年 11 月に入社し、結婚のために退職した 36 年 3 月末まで住み込みで働いていた。しかし、年金事務所の記録によると、35 年 11 月 1 日に資格取得となっている。厚生年金保険の加入記録が 4 か月しかないのはおかしいので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において、申立人と一緒に住み込みで同様の仕事をしていた元同僚は、「私が入社したのは、昭和 31 年 3 月頃だと記憶しているが、申立人は、私の半年後ぐらいに入社してきた。」と供述しており、申立人が、申立期間に当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当時の事業主は既に死亡している上、当時の事業主の息子である元事業主も、申立期間当時の賃金台帳等は保存していないと回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、オンライン記録により、当該事業所に勤務していた元同僚の、当該事業所における入社時期と厚生年金保険の資格取得日の異同について調査した結果、厚生年金保険への加入時期が入社から約半年後が 2 名、約 1 年後が 1 名、約 2 年以上後が 2 名確認できることから、当該事業所は、申立期間当時、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いでなかったことがうかがえる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、その払出簿により、A社に連番（5 名分）で払い出された番号の一つで、いずれも昭和 35 年 11 月 1 日に資格を取得していることが確認でき、当該事業所の健康保険

厚生年金保険被保険者名簿の資格取得日と一致する。

このほか、申立期間に係る保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月1日から13年7月1日まで
私は、当時の勤務先であるA社において、55歳で定年になったので、厚生年金保険を脱退して、国民年金に加入するように言われた。厚生年金保険の加入を継続してくれるよう当時の所長に頼んだが、聞きいれてもらえなかった。社員と同じ労働日数・時間働いていたので、契約社員といえども厚生年金保険の適用となるはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、A社における申立人の資格取得日は平成6年6月16日、離職日は23年6月20日であることが確認できることから、申立人は同社に申立期間も継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は、「申立人の申立期間における厚生年金保険に係る届出、給与からの厚生年金保険料控除は行っていない。」と回答しているところ、申立人から提出された給与支給明細書により、申立期間に保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人は、「A社から、55歳で定年になったので、厚生年金保険を脱退して、国民年金に加入するように言われた。」と供述しているところ、オンライン記録によると、平成9年2月1日に国民年金の第1号被保険者資格を取得し、13年6月まで国民年金保険料を納付している。

さらに、A社が加入しているB厚生年金基金の加入記録及び同社が加入しているC健康保険組合の被保険者記録はオンライン記録と符号する。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月から 61 年 9 月まで
私は、申立期間にA社で勤務したのに、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を挙げた元同僚の証言から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録において、B市ではA社という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、上記名称の事業所は、同市では法人登記されておらず、事業所の所在及び事業主の氏名は確認できない。

また、申立人及び当該元同僚の供述により、当該事業所の事業主について調査したが、事業主を特定することができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、当該事業所における申立人の雇用保険の加入記録は無く、雇用実態は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者期間の記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 6 月 10 日から平成元年 12 月 30 日まで
② 平成 2 年 12 月 1 日から 6 年 2 月 5 日まで

私は、昭和 63 年 6 月から平成元年 12 月まで、A社で勤務していたが、申立期間の給与から厚生年金保険料を控除した回数が 19 回（1 年 7 か月分）あるが、厚生年金保険の被保険者期間が 1 年 6 か月しかない。

また、平成 2 年 12 月から 6 年 2 月まで、B社で勤務していたが、同じく給与から保険料を控除した回数が 39 回（3 年 3 か月分）あるが、厚生年金保険の被保険者期間が 3 年 2 か月しかないのは納得できない。保険料控除の回数（期間）に合わせて厚生年金保険の被保険者期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 63 年 6 月 10 日、被保険者資格喪失日は平成元年 12 月 30 日と記録され、被保険者期間が 18 か月とされているが、申立人から提出されたA社の給与明細書によれば、申立期間①に支給された各月の給与から、19 か月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和 63 年 6 月 10 日から平成元年 12 月 29 日まで当該事業所に勤務していることが確認でき、オンライン記録では、その翌日の同年 12 月 30 日に国民年金の被保険者資格を再取得し、国民年金保険料を納付していることが確認できる上、厚生年金保険法第 19 条に基づき、被保険者期間の計算は、被保険者資格を取得した月から被保険者資格を喪失した月の前月までを算入するこ

とになっていることから、申立人が主張する申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間に算入することはできない。

- 2 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は平成2年12月1日、被保険者資格喪失日は6年2月5日と記録され、被保険者期間が38か月とされているが、申立人から提出されたB社の給与明細書及び「退職金及び諸手当のお支払ご通知」において、39か月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、当該事業所が加入する健康保険組合の記録、当該事業所から提出された健康保険組合の「被保険者台帳」及び社会保険事務所（当時）の確認印のある「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」には、資格取得日は平成2年12月1日、資格喪失日は6年2月5日であることが確認でき、オンライン記録と一致しており、雇用保険の加入記録とも符合する。

また、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格喪失日と同日に国民年金の被保険者資格を再取得し、国民年金保険料を納付していることがオンライン記録で確認できる上、厚生年金保険法第19条に基づき、被保険者期間の計算は、被保険者資格を取得した月から被保険者資格を喪失した月の前月までを算入することになっていることから、申立人が主張する申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間に算入することはできない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者期間の記録については、訂正する必要は認められない。

千葉厚生年金 事案 4588

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年8月26日から26年3月1日まで
② 昭和26年8月30日から28年8月30日まで
③ 昭和54年12月12日から55年7月1日まで

私は、A社に昭和24年8月26日から26年3月1日まで勤務し、B社C支社D支部に54年12月12日から55年7月1日まで勤務したのに厚生年金保険の被保険者記録が無いので調査してほしい。

また、E社での厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和26年8月30日になっているが、28年8月30日が正しいので被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の直前に勤務していたF社の複数の元同僚は、「申立人は、F社を辞めた後、A社に勤務していた。」と供述していることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、「当時の資料は保管していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる元同僚のうち、所在が確認できた3人に申立人の勤務実態について照会したところ、いずれの元同僚も、「申立人のことは知らない。」と供述しており、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することはできない。

さらに、上記被保険者名簿において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①において保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、「E社に昭和26年3月1日から28年8月30日まで勤務していた。」と主張している。

しかし、E社は、「当時の資料は保管していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日に関し、昭和26年8月30日に解雇した旨が記載されており、当該事業所に係る被保険者名簿及びオンライン記録とも一致している。

このほか、申立人の申立期間②において保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間③について、申立人は、B社C支社D支部の所在地及び仕事内容等を具体的に記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社C支社は、「C支社及び現在D支部があるG支社において、申立人に関する資料は残っていない。申立期間当時の厚生年金保険の加入については不明。」と回答している。

また、当該事業所の被保険者名簿で確認できる元同僚のうち、所在が確認できた16人に申立人の勤務実態について照会したところ、回答のあった10人の元同僚は、いずれも「申立人のことは知らない。」と供述しており、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することはできない。

さらに、当該事業所における申立人の雇用保険の加入記録は無い上、当該事業所に係る被保険者名簿において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間③において保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4589（事案 2512 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 5 月 2 日から 29 年 7 月 20 日まで
② 昭和 29 年 10 月 1 日から 35 年 6 月 1 日まで
③ 昭和 35 年 10 月 15 日から 37 年 1 月 24 日まで

私は、前回の申立てに対し、「申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。」との通知を受け取ったが、私としては、脱退手当金を受給した記憶は無いので納得できない。新たな資料等はないが、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の厚生年金保険被保険者台帳において、昭和 37 年 3 月 2 日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答した旨の記録があること、ii) 申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約 2 か月後の同年 4 月 10 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなこと、iii) 申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 10 月 6 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、脱退手当金は絶対に受給していないと主張し、前回の審議結果に納得できないとして再申立てを行っているが、申立人から、新たな資料の提出等はなく、このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4590

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月頃から25年11月1日まで
② 昭和25年12月頃から26年9月7日まで
③ 昭和27年3月31日から29年頃まで
④ 昭和29年頃から33年頃まで
⑤ 昭和33年頃から40年頃まで

私は、昭和22年4月頃から25年11月までの期間については、A県B郡にあったC事業所、同年12月頃から29年頃までの期間については、A県B郡にあったD社、同年頃から33年頃までの期間については、A県B郡にあったE事業所及び同年頃から40年頃までの期間については、F市にあったG事業所にそれぞれ勤務していた。

申立期間①から⑤までにおいて、給与から厚生年金保険料を控除されていたはずなので、厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「C事業所に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と主張している。

しかし、C事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所は昭和25年11月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間①は適用事業所になる前の期間である。

また、上記被保険者名簿において、申立人と同様に昭和25年11月1日に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は申立人のほかに4人確認できるところ、いずれも死亡又は所在が確認できないため、申立人の申立期間①における勤務実態について聞き取り調査を行うことができない上、オンライン記録において、申立期間①に係

る厚生年金保険の被保険者記録の有無を確認したところ、4人全てに被保険者記録は確認できない。

さらに、オンライン記録において、当該事業所の事業主は所在を確認することができないことから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②及び③について、申立人は、「D社に勤務し、給与から保険料が控除されていた。」と主張している。

しかし、D社の被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者資格が確認できる元同僚5人に照会したところ、そのうち4人から回答があり、「申立人のことは記憶に無い。」と供述している上、申立期間②及び③当時の事業主は既に死亡しており、申立人の当該事業所における勤務期間について確認することができない。

また、申立人が当該事業所の事業主として氏名を挙げた者は、閉鎖登記簿謄本において、取締役であることが確認できるものの、上記被保険者名簿に当該取締役の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間②及び③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間④について、申立人は、「A県B郡にあったE事業所に勤務し、給与から保険料が控除されていた。」と主張している。

しかし、オンライン記録において、申立期間④当時、A県B郡に所在するE事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認することができない上、所在地を管轄する法務局において「E事業所」という事業所の商業登記は確認できない。

また、申立人が当該事業所の事業主及び同僚として氏名を挙げた者は、オンライン記録において、所在を確認できないことから、聞き取り調査を行うことができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、申立人は、「申立期間④当時、当該事業所に勤務していたのは3人から4人であった。」と供述しており、当該事業所は、従業員が5人未満の事業所であり、当時の厚生年金保険法における強制適用事業所の要件を満たしていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間④における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間⑤について、申立人は、「F市にあったG事業所に勤務し、給与から保険料が控除されていた。」と主張している。

しかし、オンライン記録において、申立期間⑤当時、F市に所在するG事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認することができない上、所在地を管轄する法務局において「G事業所」という事業所の商業登記は確認できない。

また、申立人が当該事業所の事業主として氏名を挙げた者は、オンライン記録において、所在を確認することができないことから、聞き取り調査を行うことができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間⑤における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年頃から 38 年頃まで
② 昭和 38 年頃から 39 年頃まで
③ 昭和 39 年頃から 41 年頃まで
④ 昭和 41 年頃から 43 年頃まで

私は、昭和 37 年頃から 38 年頃まではA事業所（現在は、B事業所）に、同年頃から 39 年頃まではC区Dに所在するE社に、同年頃から 41 年頃までは同区Fに所在するG社（現在は、H社）に、同年頃から 43 年頃までは同区Dに所在するI社に勤務していたので、それぞれの期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A事業所で臨時職員として勤務をしていたと主張しているところ、オンライン記録によると、A事業所は、昭和 25 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、27 年 5 月 1 日付けで適用事業所でなくなっており、申立期間①は、適用事業所になっていない期間である。

また、申立人は、当時の同僚を記憶していないため、同僚等への調査を行うことができず、申立人の勤務実態について確認することができない。

さらに、B事業所は、「申立期間①当時の資料は無く、申立人の雇用等については不明である。当時、臨時職員は厚生年金保険に加入させていないと思う。」と回答していることから、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、事業所の所在地及び勤務内容について具体的に供述していることから、申立人がE社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、当該事業所は平成2年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②は、適用事業所になる前の期間である。

また、オンライン記録において、申立人が氏名を挙げた元事業主の申立期間②当時における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、当該事業所は、「申立期間②当時の事業主は既に死亡しており、当時の資料は無く、申立人の雇用等については不明。」と回答していることから、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人は、事業所の所在地及び勤務内容について具体的な供述していることから、申立人がG社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、当該事業所は昭和43年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③は適用事業所になる前の期間である。

また、申立人は、元同僚の氏名を記憶していないため、オンライン記録から、当該事業所が適用事業所となった昭和43年9月1日に資格取得し、連絡先が判明した元同僚に照会した結果、回答を得られた6名のうち、5名は申立人を覚えておらず、残りの1名は申立人と思われる人物を覚えているが、勤務期間について供述を得ることはできない。

さらに、H社は、「昭和43年9月1日の厚生年金保険の新規適用時に係る資格取得届には、申立人の氏名は無く、適用事業所となる前は、従業員は国民年金に加入していた。」と回答しているところ、元同僚の1名は、「厚生年金保険に加入する前は個々で国民年金に加入していた。」と供述しており、オンライン記録によると、当該事業所の新規適用時に資格取得している元事業主、その妻及び上記の元同僚1名の合計3名は、厚生年金保険に加入するまで国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、H社は、「申立期間③当時の事業主は既に死亡しており、当

時の資料は無く、申立人の雇用等については不明。」と回答していることから、申立人の申立期間③における保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない

- 4 申立期間④について、申立人は、事業所の所在地及び勤務内容について具体的な供述をしていること、及び元同僚の供述から、申立人は、I社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が氏名を挙げた元事業主2名及び元同僚は連絡先が不明である上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間④に被保険者資格を有し、連絡先が判明した元同僚に照会した結果、回答が得られた2名のうち、1名は、「申立人は自分と同じ事務を担当していたが、遅く入社して早く退社していたのでパートだったと思う。」と供述している。

また、当該事業所は、既に適用事業所ではなくなっており、事業主の連絡先も不明なことから、申立人の申立期間④における保険料の控除について確認できない。

さらに、上記被保険者名簿において、申立期間④に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間④における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月から 17 年 1 月 5 日まで

私は、平成 15 年 8 月に A 市の B 社にアルバイトとして入社し、17 年 3 月まで在籍した。最初から 1 日 10 時間の週 6 日勤務であったが、厚生年金保険の加入期間は、同年 1 月から同年 3 月までの同社関連会社の C 事業所への出向期間だけであり、おかしいと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された平成 15 年から 17 年までの賃金台帳及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿から判断すると、申立人は 15 年 8 月又は同年 9 月から同社に継続して勤務していたことは確認できる。

しかし、上記の賃金台帳及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、厚生年金保険料等の社会保険料が控除されているのは、平成 17 年 2 月 25 日支給の給与からであり、オンライン記録と一致する上、申立期間において厚生年金保険料等の社会保険料は給与から控除されていないことが確認できる。

また、申立人の同社に係る雇用保険の加入記録は、平成 17 年 1 月 5 日資格取得、同年 3 月 30 日離職となっており、厚生年金保険の記録と符合する。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 9 月 1 日から 57 年 10 月 1 日まで
② 昭和 61 年 9 月 1 日から 62 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 36 年から平成 7 年 9 月まで A 社（B 社が後継。）及びその関連会社に継続して勤務し、その間、給与に大きな変動は無かったと記憶している。

しかし、A 社 C 工場から同社 D 工場に転勤になった昭和 56 年 9 月及び同社 D 工場から E 社 F 工場に出向になった 61 年 9 月の標準報酬月額が異常に低くなっているのを、調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているところ、B 社は、「申立人の標準報酬月額に関する関係書類は、保存されていない。」と回答しており、申立人の申立期間①の厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、B 社から提出された「人材情報照会」により、申立人は、昭和 56 年 9 月 1 日に A 社 C 工場から同社 D 工場に異動していることが確認できるところ、申立人とほぼ同時期に、同社のほかの工場から同社 D 工場に異動した元同僚男性 19 名を調査した結果、異動時に同社 D 工場での資格取得時の標準報酬月額が低くなっている者が 10 名みられ、このうち 5 名は、申立人と同じく同社 C 工場からの異動者であり、申立人の標準報酬月額のみがほかの元同僚と比較して著しく低い取扱いとなっている事情は見当たらない。

さらに、A 社 D 工場に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原

票において、申立期間①以降の標準報酬月額推移はオンライン記録と一致しており、また、訂正された形跡等の不自然さも見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているところ、B社は、「申立人の標準報酬月額に関する関係資料は、保存されていない。」と回答しており、申立人の申立期間②の厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、G健康保険組合から提出された「適用台帳（履歴）」により、当該組合における申立人の申立期間②に係る標準報酬月額（36万円）は、オンライン記録と一致している。

さらに、B社から提出された「人材情報照会」により、申立人は、昭和61年9月1日に、A社D工場からE社F工場に異動（出向）していることが確認できるところ、申立人の異動日の前後2年の間に、E社F工場に異動した元同僚男性16名を調査した結果、異動時に同社F工場での資格取得時の標準報酬月額が低くなった者が6名みられ、このうち2名は、申立人と同じくA社D工場からの異動者であり、申立人の標準報酬月額のみがほかの元同僚と比較して著しく低い取扱いとなっている事情は見当たらない。

加えて、E社F工場に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間②以降の標準報酬月額推移はオンライン記録と一致しており、また、訂正された形跡等の不自然さも見当たらない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4594 (事案 260 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 11 日から 46 年 5 月 9 日まで
私は、昭和 37 年 8 月から 46 年 5 月に A 社が倒産するまで同社に勤めていたのに、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間になっていない。元事業主及び元同僚の氏名を思い出したので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A 社は昭和 46 年 5 月 9 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、人事記録等は無く、申立人は申立期間当時の上司及び同僚の氏名を記憶しておらず、申立人の勤務実態を確認することはできないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 12 月 17 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、元事業主及び元同僚の氏名を思い出したので、再調査してほしいと主張しているところ、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が氏名を挙げた元事業主及び元同僚の氏名は被保険者として確認できない上、当該被保険者名簿において申立期間とほぼ同時期に氏名が記載されている複数の元同僚は、申立人のことは記憶しているが、申立人の勤務期間について具体的な供述を得ることができない。

また、申立人の雇用保険の加入記録において、事業所名称は不明であるが、昭和 37 年 7 月 25 日に資格取得し、44 年 4 月 10 日に離職している記録が確認できることから、A 社における厚生年金保険の被保険者記録と加入期間が重複することから、当該事業所における雇用保険の加入記録と認められる上、当該離職日と厚生年金保険の被保険者資格喪失日は符合する。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月 17 日から同年 10 月 1 日まで

私は、申立期間において、A事業所（現在は、B社C事業所）で臨時補充員として勤務したが、厚生年金保険の加入記録が空白になっている。臨時補充員として勤務した期間は、厚生年金保険に加入する取扱いとなっていたので、加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社C事業所から提出された人事異動通知書（給与用）及び人事異動通知書送付書並びに申立人から提出された履歴書により、申立人は、申立期間に臨時補充員としてA事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録により、当該事業所は平成 16 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所になる前の期間であることが確認できる。

また、B社C事業所は、「厚生年金保険の適用について、当時は個別に局長が判断していたと聞いている。」と回答している上、D組合（E課）の担当者は、「臨時補充員の期間は必ずしも全員が厚生年金保険に加入していたわけではなかったと聞いている。」、「社会保険事務所（当時）が厚生年金保険の適用事業所として認めていなかった小さな事業所があることから加入していない事業所があった。」、「厚生年金保険の適用事業所と認められる事業所でも当時の所長判断で厚生年金保険の適用事業所として加入しなかった。」と回答している。

さらに、申立人が氏名を挙げた元同僚5人は、生年月日が不明又は姓のみであるため、個人を特定できないことから、同僚調査等を行うことができず、申立人の厚生年金保険の適用状況について確認できない。

加えて、B社C事業所は、「当時の貸金台帳、源泉徴収簿等の所在は不明。」と回答していることから、申立人に係る申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。